

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
1月15日
(火曜日)

目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

土地改良事業施行の同意(農村整備課).....一

民有林の地域森林計画の公表(森林企画課).....一

民有林の地域森林計画の変更の公表(三件)(森林企画課).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....二

道路の供用の開始(道路整備課).....二

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....三

職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....四

肥料の登録(農業振興課).....五

肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課).....五

換地計画書の縦覧(農村整備課).....六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....六

公安委公告

一般競争入札の実施.....六

山口県告示第九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地



改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

玖珂郡由宇町由宇土地改良区

平成二〇、一、七

山口県告示第十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

市町名 施行地区

事業の種類 同意年月日

阿東町 須の原地区

用排水施設の改修 平成二〇、一、四

山口県告示第十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたので、次の要領により公表する。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の内容

縦覧に供する萩森林計画区に係る地域森林計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所

山口県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山口森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する山口地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

山口県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、岩徳森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する岩徳地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

山口県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、豊田森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する豊田地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

山口県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年一月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道

路線名 宇賀山陽線

道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
		新	旧			
下関市豊浦町大字川棚字長通一五五の三地从先から同市豊浦町大字川棚二地先まで	同字一五〇	最狭 三一・八〇	最狭 一五・〇八	二四八・五	二四五・二	道路改良工事に 完了による。

道路の種類 県道

路線名 豊浦豊田線

道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
		新	旧			
下関市豊浦町大字川棚字長通一五五の三地从先から同市豊浦町大字川棚二地先まで	同字一五〇	最狭 三一・八〇	最狭 一五・〇八	二四八・五	二四五・二	県道宇賀山陽線の 道路改良工事に 完了による。 (重用) の道路の区域

山口県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年一月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 宇賀山陽線	下関市豊浦町大字川棚字長通一五五の三地先から 同市豊浦町大字川棚 同字一五五の二地先まで	平成二十年一月十六日



(一八) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防 府 市	平成十八年五月二十三日から 平成十九年七月二十四日まで	防府市地籍図	大字鈴屋の一部
美 祢 市	平成十七年五月十九日から 平成十九年三月二十二日まで	美祢市地籍図	東厚保町川東の一部
秋 芳 町	平成十七年五月十日から 平成十九年三月二十四日まで	秋芳町地籍図	大字別府の一部

二 認証年月日

平成二十年一月十五日

(一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十年一月十五日から同年五月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名
蔵澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社東武住販	株式会社東武住販
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ホワイトパック	株式会社ホワイトパック
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		瀬頭賢二郎

四 届出年月日

平成十九年十二月二十一日

五 変更年月日

平成十九年十二月十三日

(二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年八月二十一日山口県公告(四一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部

商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マルシヨク床波店
 所在地 宇部市床波一丁目七番七号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年八月二十一日山口県公告(四二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン長府ショッピングセンター
 所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
- 二 意見の概要
 交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(三) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験を行う免許職種及び試験の方法

項	免 許 職 種	試験の方法
一	溶接科及び配管科	学科試験
二	職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種(溶接科及び配管科を除く。)	学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十年三月十七日(月曜日)

(一) 指導方法 午前十時三十分から正午まで

(二) 関連学科 午後一時から

三 試験の場所

山口市滝町一番一号

四 受験資格
 山口県庁共用第四会議室及び共用第五会議室

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 一の表一の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、法第三十条第五項の規定による実技試験の全部の免除を受けることができない者

(三) 一の表二の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十年一月二十八日(月曜日)から同年二月十二日(火曜日)まで(郵送の場合、二月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年

七 提出書類

山口県商工労働部労働政策課

提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年

齢を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面
 八 受験手数料
 三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十年三月二十四日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験」と朱書き、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三三三四)にすること。

(三三) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者
山口県生 第五六五号	平成一九、一二、二七	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥料 料四号	窒素全量 りん酸全量 一四・〇〇	公定規格のとおり	協和醗酵工業株式 会社 住所 東京都千代田区大手 町一丁目六番一号

(二四) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のと

おり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	氏名 又は名称	生産業者 住所
山口県生 第五五三号	平成一九、一二、二七	混合有機質肥料	B特号S	窒素全量 りん酸全量 一・五〇〇	〃	神協産業株式会社	熊毛郡田布施町大字 波野九六二の一
山口県生 第五五四号	"	副産石灰肥料	くみあい粒状ミ ネラルGIZ	アルカリ分 四〇・〇〇 く溶性苦土	〃	アサヒミネラル工 業株式会社	広島県呉市昭和町一 番一号

(二五) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、萩市旭地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

萩市旭地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年一月十六日から同年二月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市望町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市望町二丁目九番五号

株式会社ブリスホーム



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

交通管制センター中央処理装置 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十年三月一日から平成二十五年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部交通部交通規制課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十年二月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年二月十三日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十年二月十三日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一〇内線五一六三)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A Set of Central Computer System of Traffic Control Center

(3) Use term: From March 1, 2008 to February 28, 2013

(4) Use place: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., February 12, 2008 (In case of bringing a tender: 1:30 P.M., February 13, 2008)

平成二十年一月十五日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）